

基本構想

第3次清瀬市教育振興 基本計画

〔 子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育 〕



令和8年3月

- 清瀬市教育委員会 -

清瀬市市民憲章

縄文のむかし、太古の人びとは、柳瀬川のほとりに、点々と小さな集落をつくり住みついた。広い土地、清い流れ、豊かな緑、そして澄みきった大気があったからだ。

いま、宇宙時代の朝、窓をあけて吸いこむ清らかな大気、陽に映える緑、快い小鳥のさえずり。今日の営みの音が、風にのって流れはじめる。まちのうちそとで働く人びとが行きかい、登校の子らが明るく歩み、笑顔でかわす街かどの挨拶。

年老いた人を敬いたわり、幼な子や病む人、体の不自由な人びとに思いやりの心をよせる。だれもが、きまりを守りゆずりあい、子や孫のために、より良い環境と風習を遺す努力を続ける手づくりのまちに、活気が溢れる。

陽が緑のかけに沈み、やがて、安らぎの夜がおとずれ、一日の営みに快く疲れた心と体をいやし、静かな眠りにつく。

夢に描くのは、一つの輪。隣人と肩を組み、世界の友と心をかよわせる――。

ふるさと清瀬を、このようなまちにするため、わたくしたちは未来への道標を、いまここに建てる。

美しい緑のまちを

山茶花が香り、檸檬のそびえるまち清瀬よ。緑豊かな、明るいまちであるように。

わたくしたちは、恵まれた自然を守り、草や木を育て、清潔な環境を保つために、心にくばる。

明るく手をつなぐまちを

一人ひとりの営みに誇りをもつ、手づくりのまち清瀬よ。だれもが満ちたりた気持ちで暮らせるまちであるように。

わたくしたちは、心をひらいて語りあい、互いの立場をみとめ、力をあわせ、小さな努力の積みかさねを大切にする。

暖かい心のまちを

生きるよろこびと、明日への希望が溢れるまち清瀬よ。思いやりといたわりの心に満ち、だれもが安心して住めるまちであるように。

わたくしたちは、あらゆる災害を防ぎ、健康な心と体を保ち、健全な社会を創るために、安らぎと向上の場を築く。

時代とともに歩むまちを

未来への確かな足音の響くまち清瀬よ。素朴な遺産を大切にしながら、つぎの時代へ歩みを進めるまちであるように。

わたくしたちは、土の香のただよう文化を受け継ぎ伝え、若い世代を育み、新しい時代の文化を創る営みを続ける。

世界にひらくまちを

武蔵野の緑のなかで、平和を愛する人の住むまち清瀬よ。

日本の友世界の友と、心のかよいあう、ひらかれたまちであるように。

わたくしたちは、命あるものを大切に思い、緑の大地に生きるよろこびを、すべての人びととわかちあう。

昭和55年10月5日告示

教育長あいさつ

第3次清瀬市教育振興基本計画の策定に寄せて～未来の教育を創造する清瀬～

「教育」は人を育て、国を創る営みです。「ヒト」は教育によって文化や産業を紡ぎ出す「人」となり、「クニ」は人によって民主的かつ責任ある「国家」として栄えます。すなわち教育の目的は「幸せな人生の創り手、持続発展する社会の担い手を育てる」ことにあるのです。

今、私たちが生きる社会は「変化」「激動」「予測不能」「不確実」などの言葉で語られます。これらの言葉は未来に向けてますます具体性をもって私たちに迫ってくることでしょう。しかし如何に時代や社会が変化しようとも、この教育の目的は決して変わることはありません。俳人松尾芭蕉が言う「不易」です。



そして家庭・学校・地域社会が自らの責任を果たしつつ、共に手を取り合いながら目標に向かって歩を進めていく「社会総がかり」の理念も変わることがない「不易」です。また身近な大人が自身の後ろ姿を通して、子どもたちを教え導くことを謳った「よい地域にはよい学校、よい子どもが育つ」の考え方も、子どもたちが全力で学び、生き生きと活動する姿を観て、地域がより元気になることを訴える「よい学校の周りにはよい地域、よい社会が創られる」の言葉もまた「不易」です。これらの「不易」は改革が進む中においても、教育関係者のみならず、すべての国民、市民が決して見失うことなく、これまで以上に具現化に向けた努力を重ねなければならない命題です。

一方、変化の激しい不透明な時代において、社会を形成するすべての人々が、自ら考え、判断し、行動することができる力を身に付けるためには、また、あらゆる人々が幸せで生き甲斐のある人生を送ることができるためには、そして、グローバルな社会において一人ひとりが自身のもつ力を最大限発揮できるようにするためには、時代や社会の変化に応じて教育が変わらなければならないこともあります。芭蕉はこのことを「流行」と呼びました。

学習端末などの ICT 機器を適切かつ効果的に活用して、子どもたちが議論しながら課題を発見、解決する教育活動の導入・展開や、個々の子どもが自らの興味や関心に基づいて主体的に学び、対話を通して手に入れた学びを広げたり深めたりする授業への転換は、「正解なき時代」といわれるこれからの社会において学校教育が進めていかなければならない「流行」の一つです。

また、小中連携教育や一貫教育、コミュニティ・スクールや部活動の地域連携・地域展開など、新しい学校教育の仕組みを取り入れることや、近年、重要性が訴えられている「決してあきらめな

い粘り強さ」「人と人との関係を創る対人能力」などといった「非認知能力」を育むための施策を展開することは、社会の変化に応じて行政が責任をもって対応しなければならない「流行」です。

そして、人生 100 年時代を迎える中、子どもを含む市民の誰もが、自分らしい時間を送りながら、生涯にわたって学んだり健康を追求したりできる時と場を充実することや、経済格差が広がる中、誰一人取り残すことがない教育を実現することも、社会全体が時代の要請に応えるべき「流行」にほかならず、これらは 21 世紀の教育が担うべき大きなテーマになることは間違いありません。

私たちは本計画策定に向けて、これら「不易」と「流行」を適切に見極めつつ、変化の激しい未来社会においてどのような学校教育、社会教育が求められるのか真摯に議論を重ねてきました。

計画を貫く理念として掲げた「子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」は、第 2 次教育振興計画から引き継ぐものです。しかしその骨子については、より一層わかりやすい計画とすべく、時同じくして改定される「第 5 次清瀬市長期総合計画」に合わせた 3 本の柱と 11 の施策の方向性に整理しています。この基本理念や柱、方向性の考え方については、本文に思いや願いを織り交ぜました。是非一読ください。

清瀬には多様で豊富な、そして他自治体にはない尊き教育財産があります。豊かな自然は学びの本質である「体験」を活性化させますし、人々の心に安らぎや創造の力を与えます。市内に点在する大学は学習者を「深い学び」に導きますし、新たな知識や知恵との出会いを実現します。清瀬に居を構える様々な産業や機関は、子どもたちに将来の進路を考えさせるキャリア教育の窓口になりますし、日常では得ることができない専門的な学びを与えてくれます。そして何より教育の目的を実現するために熱き想いを抱き尽力くださる市民の方々は、地域の一員としての自覚を子どもたちに教えてくださいますし、教育の実態や成果、そこに身を置く者の思いや願いを、多くの人たちに伝えてくださいます。これら清瀬が誇る資源、機関、人々の力といった教育財産が、計画に魂を与え力強い推進力となることを確信しています。

清瀬市はこれからも第 3 次教育振興基本計画に基づき、社会総がかりで「幸せな人生の創り手、持続発展する社会の担い手を育てる」ことに全力を注いで参ります。保護者、市民の皆様、教育関係者の方々のご理解とお力添えを心からお願いいたします。

令和 8 年 3 月

清瀬市教育長

坂田 馬

目次

第1	計画の策定にあたって	5
Ⅰ	計画策定の趣旨	5
Ⅱ	第3次清瀬市教育振興基本計画の位置づけ	6
第2	計画の構成と計画期間	7
Ⅰ	計画の構成	7
Ⅱ	計画の期間	8
Ⅲ	清瀬市のSDGsの取組	9
Ⅳ	計画の体系	10
第3	計画の基本理念と3つの柱	12
Ⅰ	計画の基本理念	12
Ⅱ	基本理念を構成する3つの柱	13
第4	3つの柱と施策の方向性	14
柱1	学校教育の充実	14
柱2	地域による子どもの育ちと学びの支援	17
柱3	生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援	19
第5	計画の推進体制と進捗管理	21
資料編		
Ⅰ	計画の策定過程と策定体制	23
Ⅱ	第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	24
Ⅲ	第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会検討経過	26
Ⅳ	第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	27

第1 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

清瀬市教育委員会では、平成18年度に、平成27年度までの10年間を計画期間とする「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定しました。その後、計画期間の満了に伴い、平成29年度から令和7年度までの9年間を計画期間とする「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」を策定し、本市の教育施策の推進に取り組んできました。

近年、生成AIをはじめとする急速な技術革新やグローバル化、少子高齢化の進行などにより、教育を取り巻く状況は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は人々の生活様式に大きな影響を与え、終息後の教育環境にも影響をもたらしています。

こうした中、国では令和5年に「第4期教育振興基本計画」を策定し、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられました。これは、将来の予測が困難な時代において、自ら課題を見つけ、主体的に社会の維持・発展に貢献できる人材を育てるとともに、学校・地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解など、教育を通じて日本社会に根差した幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現を目指すものです。

さらに、東京都では令和6年3月に「東京都教育ビジョン（第5次）」を策定し、令和6年度から令和10年度までの東京都教育委員会として取り組む基本的な方針と、その達成に向けた施策の方向性を示しました。その中で東京都の目指す教育として「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」が掲げられています。

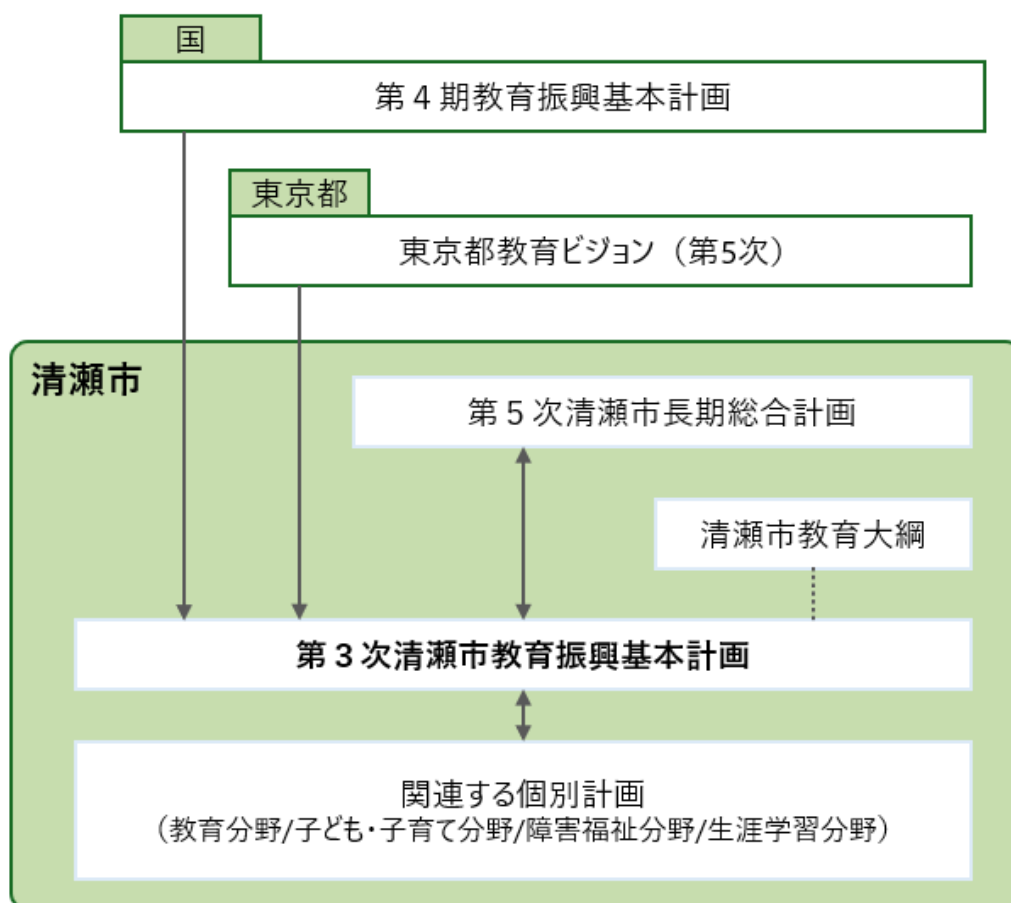
このような動きを踏まえ、清瀬市では「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」に掲げた「子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の基本理念を継承しつつ、新しい時代を見据えた次代の教育を実現するための教育総合計画（マスタープラン）として、新たな「第3次清瀬市教育振興基本計画」を策定します。

ウェルビーイング・・・身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。

II 第3次清瀬市教育振興基本計画の位置づけ

清瀬市教育委員会は、本計画を教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。

計画の策定にあたっては、国の「第 4 期教育振興基本計画」や東京都の「東京都教育ビジョン（第 5 次）」及び本市の第 5 次清瀬市長期総合計画のほか、関連計画との整合を図っています。

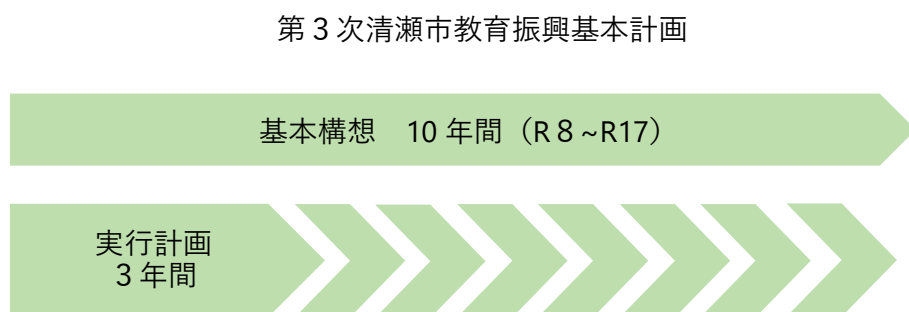
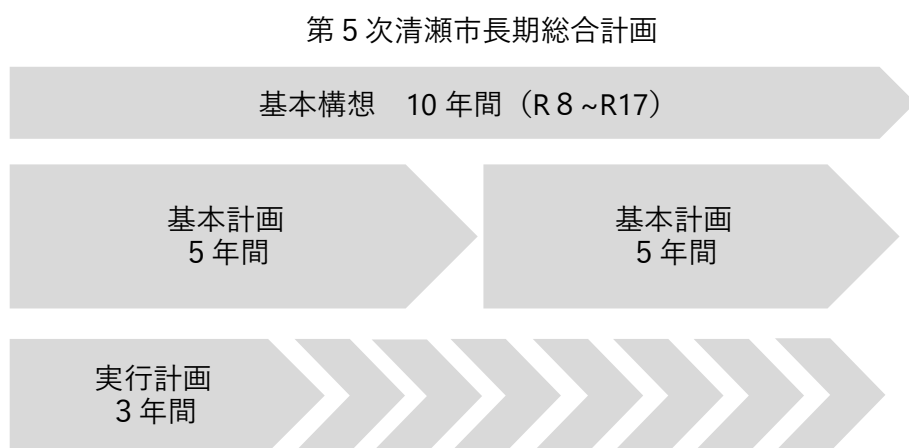


第2 計画の構成と計画期間

I 計画の構成

本計画は、第5次清瀬市長期総合計画との整合を図りながら、今後10年間の清瀬市における教育の基本的な方針を示す「基本構想」と、その基本的な方針を実現するための3年間ごとの具体的な施策を取りまとめた「実行計画」の二層構造です。「実行計画」は毎年見直しを行い、変動の激しい社会情勢に対応でき、実効性のある計画とします。

◆第5次清瀬市長期総合計画と第3次清瀬市教育振興基本計画の計画体系



II 計画の期間

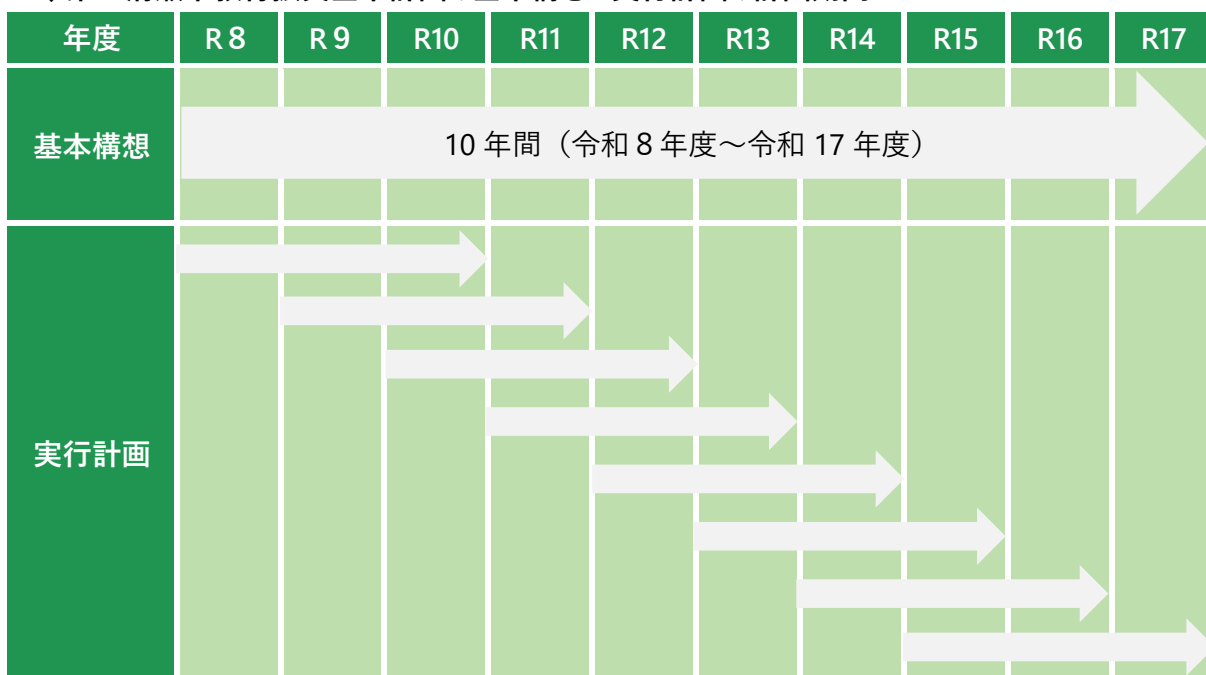
本計画は、第5次清瀬市長期総合計画との整合を図り、令和8年度を計画初年度とします。

基本構想は、長期的な視野に立った教育の基本的な方針を定める必要があることから、計画期間は10年間とします。

実行計画は、基本構想の実現に向けて、社会環境の変化に合わせて現状、課題及び具体的施策などを示すことから、計画期間は3年間とします。

なお、実行計画は各施策の進捗状況や追加・廃止などに応じて、毎年見直しを行います。

◆第3 清瀬市教育振興基本計画の基本構想と実行計画の計画期間



III 清瀬市のSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標）とは、誰一人取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるよう、世界の様々な問題を整理し、解決に向けて具体的な目標として示したものです。平成 27（2015）年に国連で採択され、令和 12（2030）年までに世界中で取り組む 17 の国際目標として、先進国を含めたすべての国が取組を進めています。

国のみならず、地方自治体においても、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進にあたり、SDGs の理念を取り込むことで、政策の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待されます。そのため、SDGs を原動力とした地方創生（地方創生 SDGs）が進められています。

また、SDGs の 17 のゴールを活用することにより、行政や市民、市民活動団体、企業など、地域の多様な主体が地方創生に向けた共通言語を持つことができ、政策目標の理解が進展し、自治体業務の連携も一層促進されます。

清瀬市は、令和 6（2024）年 5 月、優れた SDGs の取組を提案する地方自治体として、内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されました。引き続き SDGs の取組を推進するためにも、本計画に掲げる各施策において SDGs を念頭に置いて取り組むことが必要です。

SDGs の達成期限は令和 12（2030）年とされていますが、清瀬市では本計画に基づき、その後も持続可能な社会の実現に向けた取組を継続していきます。

◆SDGs の 17 の目標



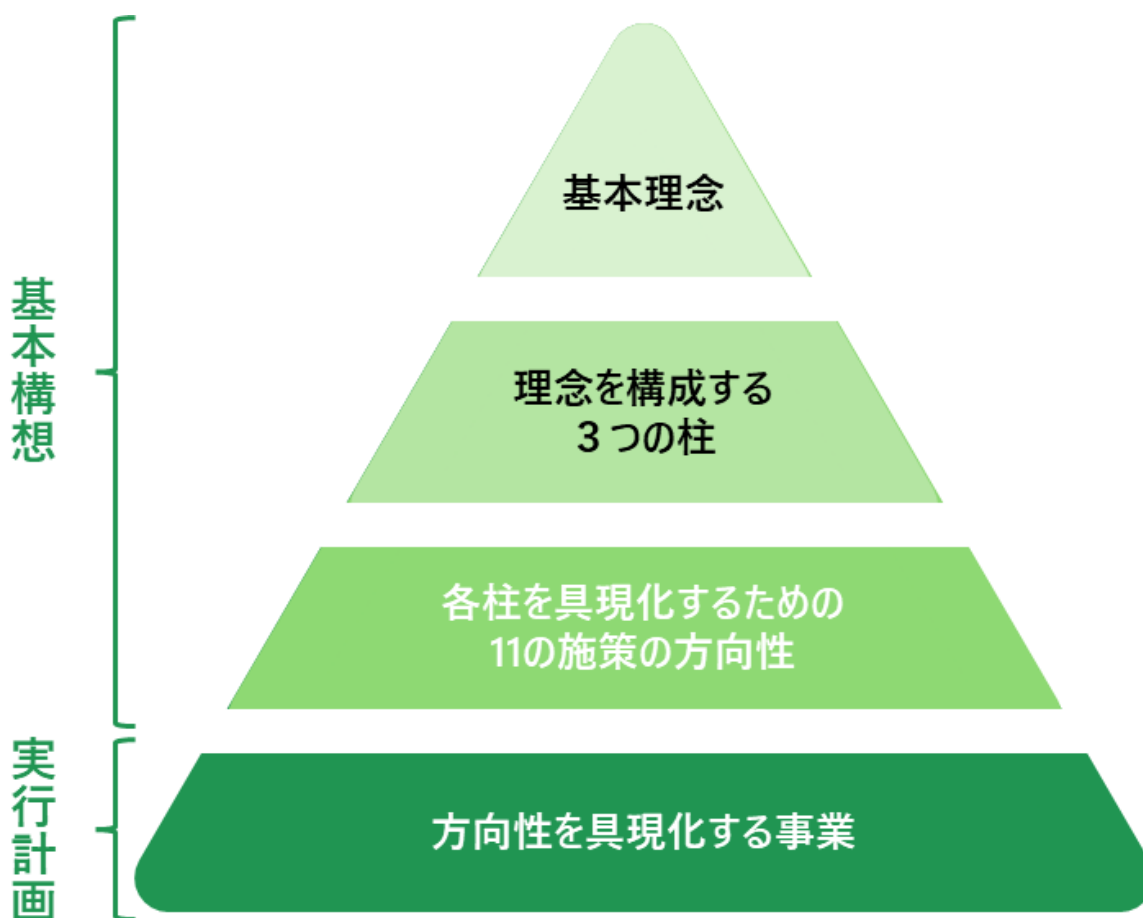
出所：国際連合

IV 計画の体系

本計画は、第5次清瀬市長期総合計画や清瀬市教育大綱と関連付けるとともに、基本構想と実行計画からなる二層構造の体系とし、これを構成する要素をピラミッド型に構造化しました。

最上部に基本理念を位置づけ、基本理念を構成する3つの柱、各柱を具現化するための方向性、方向性を具現化するための事業の四段構造です。一つ一つを確実に積み上げ、基本理念の実現を目指します。

◆第3次清瀬市教育振興基本計画の構成



◆第3次清瀬市教育振興基本計画の計画体系

<基本理念>	<柱>	<施策の方向性>
子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育	1 学校教育の充実	1 「確かな学力」を育成します 2 「豊かな人間性」を育成します 3 「健やかな体」を育成します 4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります 5 教育環境の強化・充実を図ります
	2 地域による子どもの育ちと学びの支援	6 子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます 7 地域と協働した学校での学びの充実を図ります 8 子どもたちの安全な居場所の充実を図ります
	3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援	9 世代を超えた学びの機会の充実を図ります 10 市民文化・芸術の充実と発展を図ります 11 気軽にスポーツ活動に親しめる機会の充実を図ります

第3 計画の基本理念と3つの柱

I 計画の基本理念

本計画の基本理念は、第2次清瀬市教育総合計画マスタープランから継続して以下を掲げることとしました。

この理念を踏まえて本計画を策定し、子どもから大人まで心豊かな生活を送り「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせを目指します。

子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育

子どもが育つ 社会総がかりで21世紀を力強く生きる子どもを育てること

市民が育つ すべての人が安心して自由に学びつづけ、成長しつづけること

まちも育つ すべての人が互いに理解し合い、学びあい育ちあうことで、持続発展するまちを創ること

清瀬の教育 清瀬が有する多様な教育資源を活用して特色ある教育を展開すること

基本理念には次のような思いが込められています。

① **市民が相互に教えあい伝えあうこと**によって深まる、**学びと育ちの循環型社会**を目指すこと
地域社会の中で培われる学びが、人々に新たな気づきや心の豊かさ、他者とのつながりをもたらし、活力あるまちづくりへとつながる未来への循環を育みます。

② **家庭・学校・地域・行政が連携し、地域全体で子どもを支える「教育の仕組み」**を強化すること
地域の力を基盤としながら、子どもの育ちと市民の学びを支える環境を整えることで、人々が安心して学び、つながりを感じられる豊かな基盤を構築します。

③ **年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が安心して自由に学べる環境を整備すること**
多様性を尊重し、誰もが自分の可能性を広げられる機会をつくることで、一人ひとりが安心して教育を享受し、学びを広げ・深めることができる地域の包摂力の高まりを目指します。

④ **子どもも大人もお互いの成長や充実感を共有する、「育ち」あう社会**を目指すこと
子どもたちが将来を切り拓く能力を養うこと、大人が新たな知識や価値観を得て自己の成長につながるものが両立し、地域全体で世代を超えた学びや幸福が循環するまちを目指し、学びの文化を育みます。

II 基本理念を構成する3つの柱

基本構想は基本理念及び3つの柱、そして各柱に紐づく施策の方向性によって構成されています。

基本理念を支える3つの柱は以下の通りです。

柱1

学校教育の充実

- 急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を深く理解するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、幸せで豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育成することが求められています。
- 市は、知・徳・体をバランスよく確実に育成すること、また、その育成を支えるためのデジタル技術も活用した教育環境、支援環境を整備していくことなどを進めることで、次世代に求められる学校教育の実現を図ります。

柱2

地域による子どもたちの育ちと学びの支援

- 地域社会における子どもたちの成長を支えるため、家庭・学校・地域社会の三者の連携・協働が求められています。また、少子化や家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化といった社会課題に対応し、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して学び育つ環境を整えることが重要です。
- 市は、地域での子どもの育ちと学びの支援を推進し、家庭・学校・地域が協力して体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な人々との関わりを通じて社会性や人間性を育む取組を推進します。家庭と学校、地域社会とが互いに関心や理解を深め、学び、協働する関係を構築することで、社会総がかりで子どもを育成する環境を創造します。

柱3

生涯学習・芸術・スポーツ・文化の支援

- 人生100年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現できる環境づくりが求められています。
- 市は、幅広い世代の市民が意欲的に学べる機会や、気軽に地域文化やスポーツ活動に親しむ機会を充実させるとともに、活動を通じた市民同士の交流やつながりを促進します。
- また、市民が学びや活動で得た知識・技能を地域社会に活かす取組を支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。

第4 3つの柱と施策の方向性

柱1 学校教育の充実

急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を深く理解するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、幸せで豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育成することが求められています。

市は、知・徳・体をバランスよく確実に育成すること、また、その育成を支えるためのデジタル技術も活用した教育環境、支援環境を整備していくことなどを進めることで、次世代に求められる学校教育の実現を図ります。

10年後の姿

時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境が整備され、情報機器の効果的な活用や体験活動の意図的・計画的な実施などの推進によって学校教育が一層充実することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」が育まれています。



1 「確かな学力」を育成します

教員の指導力向上を図るとともに、9年間を見通した教育課程の工夫、情報機器の効果的な活用、習熟度別指導・放課後補習の充実などを通して、子どもたちの基礎学力の確実な定着を図り、さまざまな課題に対して自ら考え判断し、行動できる力を育成します。

2 「豊かな人間性」を育成します

人権教育や道徳教育、命の教育の充実を図るとともに、読書活動や様々な体験活動の意図的・計画的な推進や子どもたちの主体性や自己肯定感を高める取組を工夫することを通して、豊かな心と^{しな}やかな^{した}で強かな心を育成します。

3 「健やかな体」を育成します

健康教育や食育など、自らの健康を保持増進できる力を高めるための取組の充実を図ります。また、体力テストに基づく授業改善や、家庭や地域と連携した運動の日常化などを通して、子どもたちの体力の向上を図ります。



4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります

子ども一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。また、教員研修を実施したり、支援の充実に係る取組を広く周知したりすることで、教員、子ども、保護者、地域に向けた理解・啓発を推進します。

5 教育環境の強化・充実を図ります

小中連携・一貫教育校や義務教育学校など、子どもの育ちや学びがつながり、深まる教育の仕組みの導入や、学校施設及び情報機器などの環境整備を進めることで21世紀型の教育を創造、推進します。また、学校の働き方改革を推進することで、教職員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら教育活動に取り組める環境を創ります。



柱2 地域による子どもの育ちと学びの支援

地域社会における子どもたちの成長を支えるため、家庭・学校・地域社会の三者の連携・協働が求められています。また、少子化や家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化といった社会課題に対応し、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して学び育つ環境を整えることが重要です。

市は、地域での子どもの育ちと学びの支援を推進し、家庭・学校・地域が協力して体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な人々との関わりを通じて社会性や人間性を育む取組を推進します。家庭と学校、地域社会とが互いに関心や理解を深め、学び、協働する関係を構築することで、社会総がかりで子どもを育成する環境を創造します。

10年後の姿

学校と地域の連携・協働により、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、すべての子どもが地域に見守られ、安心して学び育つ環境が整っています。



6 子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます

子どもたちが人とのつながりを感じながら、多様な人々との関わりを通して社会性や人間性を育み、安心して成長できるよう、市民同士がつながり合うとともに、教育・福祉・防犯などの関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる機運を醸成します。

7 地域と協働した学校での学びの充実を図ります

学校が地域の多様な主体と連携し、体験活動や探究的な学びを学習活動に位置づけて推進し、子どもたちが多様な人材や体験と出会い、学びを深められるようにします。また、学校の取組に地域が関心を寄せ、理解し支える関係づくりを進め、社会総がかりで子どもを育む環境の一端を担います。

8 子どもたちの安全な居場所の充実を図ります

安心して過ごせる居場所として児童館や学童クラブ、放課後子ども教室『まなべー』を配置し、異年齢交流や集団活動などを通じて子どもたちの社会を生き抜くための力や、人と関わりながら自己を成長させる力を育むとともに、心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。



柱3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援

人生 100 年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現できる環境づくりが求められています。

市は、幅広い世代の市民が意欲的に学べる機会や、気軽に地域文化やスポーツ活動に親しむ機会を充実させるとともに、活動を通じた市民同士の交流やつながりを促進します。

また、市民が学びや活動で得た知識や技能を地域社会に活かす取組を支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。

10年後の姿

市民誰もが年齢や障害の有無に関わらず、生涯学習や文化・芸術、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を持ち、健康で心豊かな生活を送っています。また、そのような活動を通して地域で活躍する市民が増えています。



9 世代を超えた学びの機会の充実を図ります

生涯学習にかかる関係機関と連携するとともに、市民ニーズに応じた生涯学習事業を展開し、幅広い世代の生涯学習の機会の充実を図ります。また、市民が生涯を通じて意欲的に学び続けることや、得た知識・技能を地域へ還元することができる場の創出を図ります。

10 市民文化・芸術の充実と発展を図ります

市民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう支援を行い、身近な場で創造的な体験を楽しむ機会を提供します。さらに、地域で育まれた文化・芸術の価値を共有・発信することで市民の文化的・創造的な交流や共感を促進し、心豊かな生活を支える施策を展開します。

11 気軽にスポーツ活動に親しめる機会の充実を図ります

市民が気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境を整備するとともに、多様な機会や場の充実を図ります。また、地域のスポーツ振興やイベントを推進する人材を育成し、協働の充実を図ることで、スポーツの普及を進めるとともに市民の健康の増進や交流の活性化を目指します。



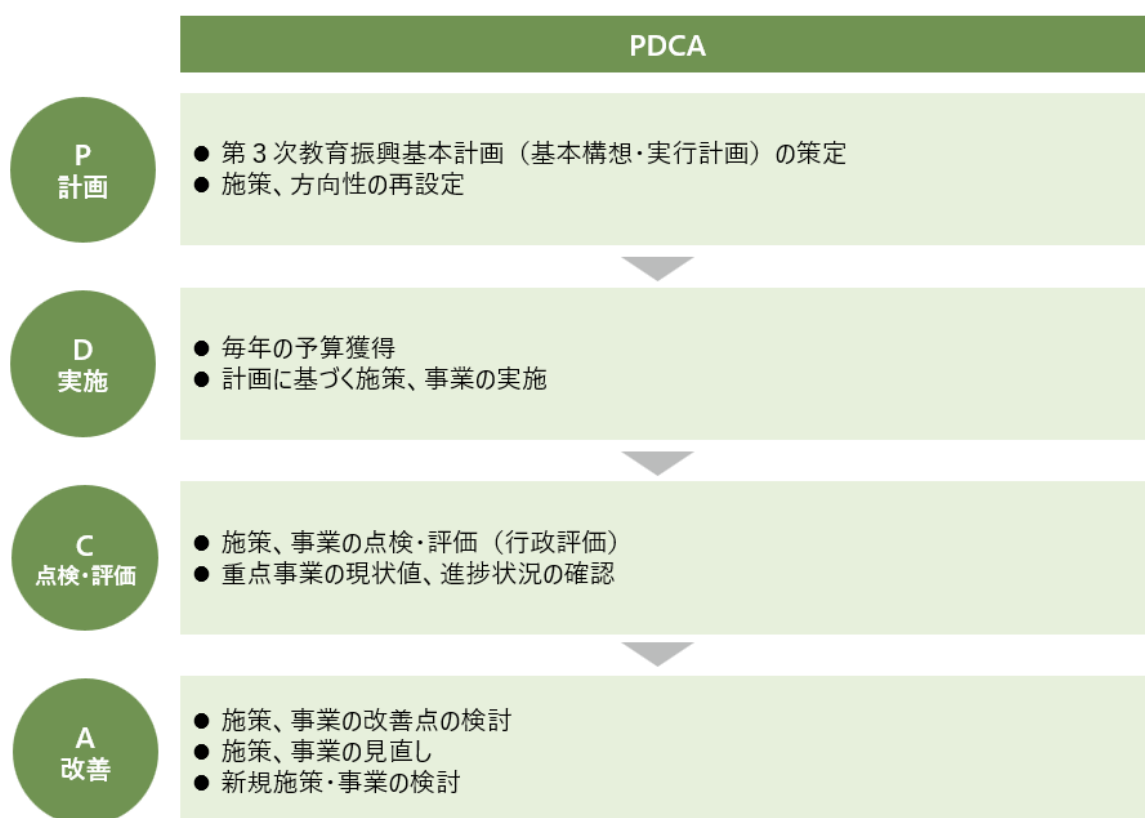
第5 計画の推進体制と進捗管理

本計画を着実かつ効果的に推進するためには、教育委員会や学校だけでなく、子ども家庭部門や福祉部門などの市長部局、民間企業を含む関係機関、家庭、地域社会、市民といった、各関係主体との連携が不可欠です。そのため、教育委員会は、これら多くの関係者との連携・協力の下、子どもの育ち・学びや大人の学びの充実を支える仕組みづくりを進めていきます。

そこで、本計画の計画期間内において、教育施策の計画から実行までの一連のプロセスを「PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）」の考え方を導入し、きめ細かく継続的な教育施策の改善と成果の最大化を目指します。

◆PDCA サイクルによる推進

本計画により推進する施策について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果を次年度以降の新規施策や事業の検討に生かしていきます。



資料編

I 計画の策定過程と策定体制

	検討委員会	市民	清瀬市教育委員会
令和7年 4月		市民委員の公募	
5月			教育委員へのヒアリング
6月			
7月	第1回検討委員会		検討委員会への諮問
8月			
9月		中学校生徒会 へのインタビュー	
	第2回検討委員会		
10月			
11月	第3回検討委員会		
12月			
令和8年 1月		パブリックコメント	
	第4回検討委員会		
	検討委員会答申		
2月			答申受理 第3次教育振興基本計画 (案)策定
			教育委員会の議決
3月		第3次清瀬市教育振興基本計画策定	

II 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

令和7年4月1日教育委員会訓令第7号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画となる清瀬市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の検討を目的として、清瀬市教育振興基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育長からの諮問により、次の各号に定める事項について検討し、取りまとめた内容を書面により教育長へ報告するものとする。

- (1) 学校教育の在り方に関すること。
- (2) 地域教育及び社会教育の在り方に関すること。
- (3) その他教育に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する委員10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 社会教育委員の代表
 - (3) 清瀬市体育協会の代表
 - (4) 清瀬市文化協会の代表
 - (5) 学校運営協議会の代表
 - (6) 学校支援本部の代表
 - (7) 市立学校校長の代表
 - (8) 一般公募による市民
 - (9) その他教育長が必要と認める者
- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選により定める。
 - 3 検討委員長は、委員会を代表して会務を総括する。
 - 4 検討委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(公募委員)

第4条 策定する基本計画に、地域住民の意見を十分に反映するため、市内在住で18歳以上の市民を公募の上、2名を上限として検討委員会の委員とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に定める教育長への報告の日までとする。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 第3条第2項第7号に定める委員がやむえない事情により検討委員会に出席できないときは、委員の所属する組織が指名する者について委員長が認めた場合には、代理として出席をすることができる。この場合における前項の規定は、出席したものととして算定するものとする。
- 4 検討委員会の会議に委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を招集して意見等を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。この場合において、当該委員以外の者はオンライン会議システムにより出席することができる。
- 5 検討委員会の会議は原則、公開とする。
- 6 教育長は、必要と認めるときは、委員会の会議を教育長及び委員が映像及び音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことができる。
- 7 オンライン会議システムにより会議に参加した委員は、会議に出席したものとみなす。
- 8 前2項に定めるもののほか、オンライン会議システムの実施に必要な事項は別に定める。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議の過程で知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、市、教育委員会又は委員会が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(訓令の失効)

- 2 この訓令は、第2条に規定する報告をもって失効する。

Ⅲ 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会検討経過

開催回	日時・会場	議題等
第1回	令和7年7月28日 午後1時30分から 清瀬市役所 市民協働ルーム	・委嘱状交付 ・委員紹介、委員長等の選任 ・教育長から諮問 ・第2次清瀬市教育振興基本計画の振り返り ・第3次清瀬市教育振興基本計画の骨子（施策体系等）案の説明
第2回	令和7年9月22日 午後3時00分から 清瀬市役所 市民協働ルーム	・中学校生徒会インタビューの報告 ・施策体系の検討 ・基本理念の検討
第3回	令和7年11月11日 午後2時00分から 清瀬市役所 研修室	・施策体系の検討 ・基本理念の検討
第4回	令和8年2月9日 午後3時30分から 清瀬市しあわせ未来センター セミナールーム	・パブリックコメントの紹介 ・答申案の最終確認
	令和8年2月24日 午後4時00分から 清瀬市役所 教育長室	・教育長への答申

IV 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会委員名簿

	氏名	選出区分	備考
1	はなだ しげる 花田 茂	学識経験者	委員長
2	まつやま あゆこ 松山 鮎子	清瀬市社会教育委員の代表	
3	かいほ まさと 海保 正人	清瀬市体育協会の代表	
4	こんどう さとこ 近藤 さと子	清瀬市文化協会の代表	
5	かみやま しげき 神山 繁樹	学校運営協議会の代表	
6	さいとう しのぶ 齊藤 しのぶ	学校支援本部の代表	
7	たにくち おまる 谷口 雄麿	市立小学校校長の代表	副委員長
8	おざわ あきひと 小澤 秋仁	市立中学校校長の代表	
9	しるやま よしつぐ 城山 よしつぐ	一般公募による市民	
10	おのうえ ももこ 尾上 桃子	一般公募による市民	



第3次清瀬市教育振興基本計画基本構想
(令和8年度～令和17年度)

発行：令和8年3月

発行者：清瀬市教育委員会

編集：清瀬市教育部教育企画課

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

電話 042-492-5111 (代表)

ホームページ：<https://www.city.kiyose.lg.jp/>